

情報・システム研究機構クロスアポイントメント制度に関する規程

〔平成 27 年 9 月 1 日〕
制 定

最近改正 令和 6 年 12 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）における研究・教育・産学連携活動等を推進するために実施するクロスアポイントメント制度（ただし、兼業によるものを除く。以下「クロスアポイントメント制度」という。）について、その取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第 1 条の 2 この規程においてクロスアポイントメント制度等とは、機構以外の機関（以下「相手機関」という。）との協定書等の締結に基づく、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 情報・システム研究機構就業規則第 2 条第 2 項で定める研究教育職員，又は情報・システム研究機構特定有期雇用職員就業規則（以下「特定有期就業規則」という。）第 3 条で定める特任教員および特任研究員又は特定有期就業規則を準用するリサーチ・アドミニストレーターのうち、裁量労働制の適用を受ける職員（以下「教員等」という。）が、機構における職員の身分を保有したまま相手機関の非常勤の職以外の職員として雇用され、機構及び当該相手機関の業務を行う場合。
- 二 相手機関の職員の身分を有する者が、当該相手機関における職員の身分を保有したまま機構の職員として雇用され、当該相手機関及び機構の業務を行う場合。

(制度の適用)

第 2 条 機構は、当該機関との間でクロスアポイントメント制度に関する協議が成立した場合に、クロスアポイントメント制度を適用することができる。

- 2 クロスアポイントメント制度を適用できる機関は、前条に定める目的に合致し、機構が認めたものに限るものとする。
- 3 クロスアポイントメント制度の適用期間は、1 月以上の期間とし、特定有期就業規則の適用を受ける者については、当該労働契約の期間を超えることができない。

(制度適用期間中の所定労働時間等の取扱い)

第 3 条 情報・システム研究機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「職員勤務時間規程」という。）第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、教員等の所定労働時間は、次条に定める協議により決定する。ただし、決定された所定労働時間と職員勤務時間規程に定める所定労働時間との差に相当する時間についての給与は支給しない。

- 2 前項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用する教員等の勤務に関し必要な事項は、機構と第 2 条第 2 項に定める機関との協議により決定する。

(協議等)

第4条 教員等に係る勤務時間その他必要な事項については、第2条第2項に定める機関と機構との間の協議の上、決定するものとする。

2 機構長は、前項の協議の結果、決定した内容について、当該教員等の同意を文書で得なければならない。

(実施)

第5条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月1日改正)

この規程は、令和6年12月1日から施行する。